



最近、ニュース等でメタバースやNFTについて盛んに取り上げられていますが、意匠での保護は可能なのでしょうか？

(東京都 T. A)



1. はじめに

ご質問のとおり、メタバースやNFTなどが注目を浴び、いわゆる仮想空間の利活用が活発化していますが、それら仮想空間関連のデザインについて、現行意匠法で保護される場合がありますので、海外における意匠による保護の状況と併せてご紹介します。

2. 日本の現行意匠法での保護

(1) わが国の現行意匠法では、「画像」の意匠として、いわゆる「操作画像」や「表示画像」に該当すれば、図1、2のように、仮想空間や拡張現実(AR)等の画像が保護の対象となる場合があります。

図1 「画像」の意匠の例1
「仮想空間用情報表示用画像」

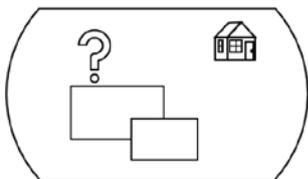


図2 「画像」の意匠の例2
「経路表示機能付き眼鏡」



図1、2 出典：特許庁「意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き」

(2) 一方で、仮想空間関連画像のうち、「操作画像」や「表示画像」に該当しない画像については、意匠登録の対象にならず、現行意匠法では保護されない場合があります。

3. 海外の状況

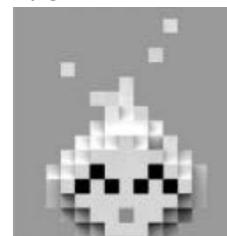
(1) 台湾では、仮想空間関連のデザインについて、意匠として保護される旨が台湾の知的財産局からいち早く発表されました。

(2) 米国や欧州共同体意匠では、図3、4のような仮想空間に関する意匠登録の例が見られます。

図3 米国意匠の登録例
US D D916,929
「Display screen or portion thereof with virtual character」



図4 欧州共同体意匠の登録例
DM/103 122(ハーグルートで欧州指定)
「Graphic representations of a virtual reality game」



ただし、これらの登録意匠にどの程度の効力があるかは、現時点では不明です。

(3) 中国や韓国の場合、現行法においてGUIは保護対象になっていますが、GUIに該当しない仮想空間関連のデザインについては保護の対象となっていない。

なお、韓国ではこれらの保護についての議論が進められているとの情報もあります。

4. おわりに

わが国においても、仮想空間関連のデザインに関する法的諸問題について議論されていますので、今後の動向に注意する必要があります。なお、現行意匠法でも意匠登録を受けられる場合がありますので、弁理士等の専門家にご相談ください。